

自動車点検整備推進運動の実施について（調査報告依頼）

国土交通省、全日本トラック協会、及び長野県自動車点検整備推進協議会から、9月1日（土）から10月31日（水）までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」（全国統一強化月間として9月、地方独自強化月間として10月）と定める旨の通知があり、全ト協では「別添3」のとおり実施要領を定め、独自の取り組みを推進することとなりました。会員の皆様には本趣旨をご理解の上、積極的な取り組みをお願いします。

また、長野県トラック協会として、全ト協の指示による「別添5-1」「別添5-2」の調査を実施しますので、ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

調査集計期間は「別添5-1」が9月1日～9月30日の間を集計し、協会への報告は10月4日（木）までに、「別添5-2」が10月1日～10月31日の間を集計し、協会への報告は11月5日（月）までをお願いいたします。

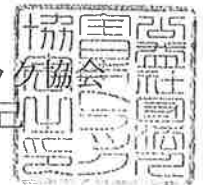
担当：星野



全ト協発第218号（環）
平成30年7月26日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



平成30年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局長より、別添1のとおり「自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）」の通達がありました。

これを受け、全ト協は、別添3のとおり「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領を定め、独自の取り組みを推進いたします。

また、今年度より本運動の実施期間は、全国統一の強化月間（9月）に加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自に設定する1ヶ月間となりました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、下記により傘下会員事業者に周知徹底をお願いするとともに、本運動の推進にご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

- (1) 別添1及び別添2は、国土交通省から全ト協宛の協力要請通知及び実施細目です。
 (2) 別添3は、国土交通省からの要請を受けて、トラック運送業界独自の取り組みをまとめた「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領です。各協会におかれましては、別添3の実施要領に基づき、積極的な運動を実施するようお願い致します。

2. 実施結果の報告

各協会の実施結果及び会員事業者における自主点検・整備の実施状況については以下のとおりとします。

- ①全国統一強化月間(9月)における各協会の実施結果及び自主点検・整備の実施状況
 別添4-1、別添5-1 ……10月10日(水)まで
- ②地方独自強化月間における各協会の実施結果及び自主点検・整備の実施状況
 別添4-2、別添5-2 ……終了後速やかに

3. 「平成30年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施について」の協力要請について(別添6参照)

本件は、国土交通省自動車局整備課点検整備推進対策官より全ト協交通・環境部長に対し、「平成30年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施について」の協力を要請してきたものです。

例年、「自動車点検整備推進運動」の一環として、国土交通省自動車局整備課において大型自動車の重点点検の実施要領(実施期間は平成30年9月1日から3ヶ月間)を定めているものであり、全ト協(各地方協会を含む)会員であって、事業用自動車を50両以上保有する事業者が重点点検実施の対象になっています。

実施要領に添付の「大型自動車の重点点検の実施要領」に基づいて点検を実施し、「重点点検報告様式」により、管轄運輸局又は運輸支局に報告するようお願いいたします。

4. 平成30年度自動車点検整備推進運動の取組みに係る事前周知について(別添7参照)

自動車点検整備推進運動の中で、国土交通省の取組みとして、「前検査でユーザー車検を受検する場合には、定期点検記録を持参・提示し、直近の3ヶ月点検の実施状況について確認を受けることが必要になる」ことから、前項とあわせて、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

(公社)全日本トラック協会 交通・環境部 (担当:荻原、橋本)

電話:03-3354-1045 FAX:03-3354-1019



別添 1

国自整第103号
国自環第54号
平成30年7月13日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。

一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、平成28年1月に軽井沢で発生したスキーバス事故は世の中に大きな衝撃を与えました。

大型トラックでは、依然として重大事故につながりかねない車輪脱落事故が発生しているほか、昨年10月には脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故も発生したところ です。

バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立ってきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生しています。

これらのことから、車両の安全確保のために確実な点検・整備を行うことが、ますます重要となっています。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっています。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、十分に実施されているとは言いがたい状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組むことが必要です。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

つきましては、貴会におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただくとともに、傘下会員に対し、本運動の実施について適切なご指導をよろしく願います。

平成30年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」

実施要領

平成30年7月26日
公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がる事が多く、昨年10月には脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故も発生しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、平成30年9月1日（土）から9月30日（日）までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 重点実施項目

(1) 「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

（重点点検項目）

点検箇所		点検時期	
		3ヶ月点検	12ヶ月点検
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左

- (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」
黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。
- (3) 「DPF(黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」
確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ(灰分)の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油(S10)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらっく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌(紙)等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。
- (5) TBSラジオ系列「ドライバーズ・リクエスト」のCMを活用し、PRを行う。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間(平成30年9月1日(土)～9月30日(日))における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別添4-1及び4-2の様式により全ト協交通・環境部あて提出するようお願いいたします。
- (3) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」については、会員事業者における全国統一の強化月間(9月)及び「地方独自強化月間」の実施状況をとりとまとめ、別添5-1及び5-2の様式により全ト協交通・環境部までご報告ください。
- (4) 上記(2)(3)の提出期限は、全国統一の強化月間(9月)分は10月10日(水)までとし、「地方独自強化月間」分は、終了後速やかご提出願います。

以上

別添 5 - 1

(公社) 長野県トラック協会 星野 行き
F A X : 026 - 254 - 5155

報告は10月4日(木)までをお願いします

事業者名

結果表

平成30年9月分「自動車点検整備推進運動」 【全国統一強化期間】

○運送事業者による自主点検結果 H30.9.1~9.30

エア・クリーナーを清掃した車両数 (①)	台
エア・クリーナーを交換した車両数 (②)	台
エア・クリーナーの清掃、交換の必要がなかった車両数 (③)	台
点検を実施した車両総数 (①+②+③)	台

別添 5 - 2

(公社) 長野県トラック協会 星野 行き
F A X : 026 - 254 - 5155

報告は 11月5日 (月) までをお願いします

事業者名

結果表

平成 30 年度 10 月分 「自動車点検整備推進運動」 【地方独自強化期間】

19

○運送事業者による自主点検結果 H30. 10. 1~10. 31

エア・クリーナーを清掃した車両数 (①)	台
エア・クリーナーを交換した車両数 (②)	台
エア・クリーナーの清掃、交換の必要がなかった車両数 (③)	台
点検を実施した車両総数 (①+②+③)	台